

平成 29 年 3 月 10 日

第 3 回  
議 事 録

小国町農業委員会

## 平成29年第3回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年3月10日（金）午後3時30分から

2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室

3. 出席委員（11名）

会 長		北里 耕亮
会長職務代理者	1 番	高村 夏規
委 員	2 番	北里 千尋
	3 番	北里 隆泰
	4 番	安武 聖
	5 番	佐藤 仲子
	6 番	宮崎 博美
	7 番	石松 丈多郎
	8 番	阿南 美穂
	9 番	明里 孝良
	10 番	松岡 克明

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届出書

第 3 報告第 2 号 農地等の使用貸借の合意解約書

第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
(関係委員 10 番 松岡委員)

第 5 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
(関係委員 7 番 石松委員)

- 第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(関係委員 4番 安武委員)
- 第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について
- 第8 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書  
(相続)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄  
事務局係長 穴井 桂子

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から平成29年第3回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は11名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北里会長にお願いいたします。

**議長** これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長** それでは、議事録署名委員は、4番 安武委員 7番 石松委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の穴井さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

**議長** 次に、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届出書について」、事務局より報告をお願いいたします。

事務局長 議案集をお開きください。報告第1号。農地法第18条第6項の規定による届出について。農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。平成29年3月10日提出。番号1. 土地については宮原でございます。地目は田。面積は、4筆で6,801㎡です。賃借人、賃貸人は以下のとおりです。解約の理由は双方の合意によるものです。続いて番号2です。土地については北里でございます。地目は田。面積は、2筆で2,713㎡です。賃借人、賃貸人は以下のとおりです。解約の理由は双方の合意によるものです。続いて番号3です。土地については上田でございます。地目は田。面積は、5筆で8,100㎡です。賃借人、賃貸人は以下のとおりです。解約の理由は双方の合意によるものです。続いて番号4です。土地については上田でございます。地目は田。面積は、1筆で3,122㎡です。賃借人、賃貸人は以下のとおりです。解約の理由は双方の合意によるものです。最後に番号5です。土地については上田でございます。地目は田と畑。面積は、田1筆で1,755㎡、畑1筆で181㎡です。賃借人、賃貸人は以下のとおりです。解約の理由は双方の合意によるものです。報告についての説明を終わります。

議長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

2番 この番号4と5番の件ですが、備考の欄に今後の耕作者のことが記載されておりますが、どういうことですか。

事務局長 農業生産法人の会社があるのですが、今回農業公社を間にいれて農地を借りたいとの意向がありましたので、この後の議案で農業公社とこの土地の持ち主との貸し借りの議案が出てまいります。

3番 番号2については、備考欄の今後の貸し借りについての情報が記載されておりませんが。

事務局長 この農地については、とりあえず持ち主に返すというところまでが今回の議案であり、今後の借り手の情報は事務局にはありません。

議長 他に質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議長 次に、日程第3 報告第2号「農地等の使用貸借による合意解約書について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 報告第2号。農地等の使用貸借の合意解約書。これにつきましては、金銭が伴わない使用貸借の合意解約でございます。内容はご覧のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありますか。

議長 ないようですので、報告第2号を終わります。

議長 次に、日程第4 議案第1号「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成29年3月10日提出。小国町農業委員会会長北里耕亮でございます。番号1です。農地の所在については、大字上田になります。農地は、畑が1筆で面積が787㎡、田が1筆で面積が1,087㎡となります。権利の種別は、3条有償移転です。譲渡人、譲受人は下記のとおりです。譲渡人については、町外の方です。譲受人は地元の方で、以前からこの農地のお世話をしていたということで、今回所有権の移転を申請しているものです。14、15ページに、農地の情報と作付予定作物、農機具の情報がありません。権利を設定しようとする土地までの距離は0.1キロ、5分です。16ページに所有権を受ける側の家族構成が記載されております。18、19ページに周辺地域との関係及び地域との役割分担について記載されております。20ページが登記簿謄本の写しです。現場の状況がわかる資料として24ページから地図、字図が付けてあります。29ページに写真が付けてあります。筆としては、31ページが田の写真。32ページが畑です。以上で説明を終わります。

**議 長** ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の松岡委員から報告をお願いします。

10 番 2月27日に、事務局職員2名と現地の確認に行ってきました。申請地の田は、譲受人の自宅の前です。以前から譲受人が法蓮草など作っておりましたが、譲渡人が町外在住で、今後の管理が難しいこともあり、譲受人に所有権を移転したいとの申し出があったものです。ご審議よろしく願いいたします。

**議 長** ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

**議 長** それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

**議 長** 次に、日程第5 議案第2号「農地法第4条の規定による転用を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成29年3月10日提出。番号1. 土地の所在は、黒淵になります。面積は1,444㎡。登記簿は田。現況は山林でございます。転用の目的は植林ということで、転用の理由が、杉の50年生ということで、詳しくは、別紙資料を見ていただきたいと思います。35ページに県知事あての4条許可申請書の写しが付けてあります。37ページが事業計画書です。43ページが始末書です。44ページに写真が付けてあります。45ページが農業委員さんの確認

書写しです。簡単ですが説明を終わります。

**議 長** ただいまの事務局の説明に関連して、黒淵地区担当の石松委員から報告をお願いします。

7 番 2月27日に、安武委員と事務局職員2名と現地の確認に行ってきました。写真でもわかるように、現地は杉の50年生が植林されておりました。既に山林となっています。ご審議よろしく願いいたします

**議 長** ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

**議 長** それでは採決いたします。議案第2号について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第2号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**議 長** 次に、日程第6 議案3号「農地法第5条の規定による転用を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成29年3月10日提出。 小国町農業委員会 会長 北里 耕 410㎡ 譲受人・譲渡人は議案集のとおりです。転用目的は、一般個人住宅です。詳しくは、別紙資料の46ページをご覧ください。許可申請書の写しを付けております。48ページが登記簿の写しです。51ページが資金計画書です。55ページの字図では、890-11とありますが、実際は分筆が終わっておりまして、56ページの資料では、この890-11が890-13、890-14に分筆されており

ます。申請地は890-13です。65ページの現場写真を見ると、近所には住宅があります。事務局からは以上です。

**議長** ただいまの事務局の説明に関連して宮原城地区担当の安武委員から報告をお願いします。

4 **番** 2月27日に、石松委員と事務局職員2名と現地の確認に行ってきました。現地は田であります。ここ5～6年耕作されておられません。ご審議よろしくお願いたします

**議長** ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 **番** 場所はどこになりますか。

**事務局長** 上広瀬から信号を右折し、北里方面に行く道路途中で左に曲がると何軒か住宅があるところです。

**議長** それでは採決いたします。議案第3号について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

**議長** 全員賛成ですので、議案第3号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**議長** 次に日程第7 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局長** 議案第4号。農業経営基盤評価促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。農業経営基盤評価促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。平成29年3月10日提出。案件が今回多くございますので、再設定については簡単に説明させていただきます。番号1。農地の所在については、上田になります。地目は田が5筆、面積が8,100㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集



のとおりです。賃貸借期間は6年になります。10a当たりの賃借料は14,000円です。この件は新規ですので、説明いたします。別紙資料のほうをご覧ください。利用権の設定を受ける者、男64歳。経営作物は、水稻となっています。農作業従事日数300日、農業専従者は男1人、農業補助者1人です。番号2。農地の所在については、西里になります。地目は田が4筆、面積が4,273㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。賃貸借期間は3年になります。賃借料は全部で420キロの物納です。この件は再設定ですので、以上で終わります。番号3。農地の所在については、黒淵になります。地目は田が4筆、面積が4,125㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。賃貸借期間は3年になります。賃借料は全部で30キロの物納です。この件は新規です。説明いたします。別紙資料のほうをご覧ください。利用権の設定を受ける者、男61歳。経営作物は、水稻と飼料作物となっています。農作業従事日数300日、農業専従者は男1人、女1人です。番号4。農地の所在については、西里になります。地目は田が3筆、面積が5,836㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。賃貸借期間は5年になります。10a当たりの賃借料は60キロの物納です。この件は再設定ですので、以上で終わります。番号5。農地の所在については、宮原になります。地目は田が4筆、面積が3,912㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。賃貸借期間は5年になります。賃借料は全部で240キロの物納です。この件は再設定ですので、以上で終わります。番号6。農地の所在については、宮原になります。地目は田が1筆、面積が2,006㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。賃貸借期間は5年になります。賃借料は1筆で28,000円です。この件は再設定ですので、以上で終わります。番号7。農地の所在については、上田になります。地目は田が8筆、面積3,301㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。賃貸借期間は5年になります。賃借料は全部で240キロの物納です。この件は再設定ですので、以上で終わります。番号8。農地の所在については、宮原になります。地目は田が4筆、面積6,801㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。賃貸借期間は5年になります。10a当たりの賃借料は60キロの物納です。この件は新規です。別紙資料をご覧ください。9

ページです。利用権の設定を受ける者、男52歳。経営作物は、水稲となっています。農作業従事日数300日、農業専従者は男2、女3人です。番号9。農地の所在については、宮原になります。地目は田が1筆、面積1,210㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。賃貸借期間は5年になります。10a当たりの賃借料は60キロの物納です。この件は新規です。別紙資料をご覧ください。10ページです。利用権の設定を受ける者、男52歳。経営作物は、水稲となっています。農作業従事日数300日、農業専従者は男2、女3人です。番号10。農地の所在については、北里、西里になります。地目は田が3筆、面積4,950㎡、畑が1筆、面積898㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。使用賃貸借期間は5年になります。この件は新規です。別紙資料をご覧ください。11ページです。利用権の設定を受ける者、男50歳。経営作物は、野菜、水稲となっています。農作業従事日数180日、農業専従者は男1人、女1人です。番号11。農地の所在については、黒淵になります。地目は田が1筆、面積2,486㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。利用目的は田、賃貸借期間は5年になります。1筆当たりの賃借料は150キロの物納です。この件は新規です。別紙資料をご覧ください。12ページです。利用権の設定を受ける者、男67歳。農作業従事日数300日、経営作物は、野菜、水稲、加工品となっています。農業専従者は男1人、女1人、農業補助者1人です。番号12。農地の所在については、西里になります。地目は田が5筆、面積3,614㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。利用目的は田、賃貸借期間は2年9ヶ月になります。賃借料は全部で180キロの物納です。この件は新規です。別紙資料をご覧ください。13ページです。利用権の設定を受ける者、男60歳。農作業従事日数300日、経営作物は水稲となっています。農業専従者は男1人、女1人です。番号13。農地の所在については、北里になります。地目は田が4筆、面積11,219㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。利用目的は採草放牧地です。賃貸借期間は5年になります。賃借料は全部で300キロの物納です。この件は再設定です。番号14。農地の所在については、上田になります。地目は田が3筆、面積3,403㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。利用目的は田、賃

貸借期間は3年になります。賃借料は全部で40,000円です。この件は新規です。別紙資料をご覧ください。15ページです。利用権の設定を受ける者、男72歳。農作業従事日数360日、経営作物は水稻、法蓮草、椎茸、畜産となっています。農業専従者は男1人、女1人です。番号15。農地の所在については、下城になります。地目は田が1筆、面積1,713㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。利用目的は田です。賃貸借期間は5年になります。賃借料は150キロの物納です。この件は再設定です。番号16。農地の所在については、黒淵になります。地目は田が1筆、面積2,228㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。利用目的は田、賃貸借期間は5年になります。賃借料は1筆で25,000円です。この件は新規です。別紙資料をご覧ください。17ページです。利用権の設定を受ける者は前案件と同じ方ですので、説明を省略します。番号17。農地の所在については、黒淵になります。地目は田が1筆、面積62㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。利用目的は田です。賃貸借期間は5年になります。賃借料は1筆30キロの物納です。この件は再設定です。番号18。農地の所在については、黒淵になります。地目は田が3筆、面積3,179㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。利用目的は田です。賃貸借期間は5年になります。賃借料は全部で30キロの物納です。この件は再設定です。番号19。農地の所在については、黒淵になります。地目は田が1筆、面積1,035㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。利用目的は田です。賃貸借期間は5年になります。賃借料は1筆30キロの物納です。この件は再設定です。番号20。農地の所在については、宮原になります。地目は田が3筆、面積3,421㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。利用目的は田、賃貸借期間は10年になります。賃借料は10a当り7,893円です。この件は新規です。別紙資料をご覧ください。21ページです。冒頭、報告案件で報告しましたが、熊本県農業公社が受け手となっています。番号21。農地の所在については、上田になります。地目は田が1筆、面積3,122㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。利用目的は田、賃貸借期間は10年になります。賃借料は10a当り9,609円です。この件は新規です。別紙資料をご覧ください。

ださい。22ページです。熊本県農業公社が受け手となっています。番号22。農地の所在については、上田になります。地目は田が1筆、面積1,755㎡、畑が1筆、面積181㎡です。利用権の設定をする者等は、議案集のとおりです。利用目的は田、賃貸借期間は10年になります。賃借料は10a当り20,661円です。この件も新規です。別紙資料をご覧ください。23ページです。熊本県農業公社が受け手となっています。この20番から22番については、一旦農業公社10年の期間をもって貸し借りをし、今度は公社と受け手の貸し借りになります。以上で説明をおわります。

**議 長**                    ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

事務局 長                先ほどの番号21と22の借受する方の情報が不足していたので補足します。今は農業生産法人格で、阿蘇の方で頑張っています。今回、小国の方で農地を確保したいとのことで、産業課の中に認定農業者を認定する窓口があるのですが、そこで法人格の認定農業者の申請を行っているところです。

3            番                    何を作るのか。

事務局 長                作付作物の情報はありません。

2            番                    賃借料の金額に端数が出ているのはなぜか。

事務局 長                賃貸借した農地の全体の金額を10a当たりの賃料に逆算しています。

3            番                    中間管理機構を利用して、阿蘇とは標高も違うので、気候差で高冷地野菜等の作物の収穫を考えているのか。

事務局 長                確認したところ、パセリを作るようです。

**議 長**                    他に質問はありませんか。それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長** 次に日程第8 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局長 報告第3号。農地法第3条の3第1項の規定による届出書。農地の相続ということで届出がありました。報告いたします。

**議 長** ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

**議 長** ないようですので、報告第3号を終わります。

**議 長** それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第3回総会を閉会致します。

平成29年第3回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

4 番

7 番